

に入っていた説もあり、その後考古学上という古墳時代に移って行く。吉備津彦命は古事記では孝靈天皇の条、日本書紀では崇神天皇の条と、両書で記述が異なっており、的確に検証する事は難しいが、吉備津彦命が実際に吉備国を統治して、人々の尊崇が非常に厚かった為に、吉備国の総親神として現在まで岡山県を中心に中、四国を始めとする多くの神社に手厚く祀られてきた事は事実である。また、吉備津神社が鎮座する吉備中山に山上古墳では国内最大級の吉備津彦命を葬った古墳（墳長一二〇メートル、後円部径八〇メートル、後円部高一二メートル、前方部長四〇メートルの前方後円墳）があり、明治以降宮内庁管轄の御陵（御陵墓）として、管理されている。



御祭神の大吉備津彦命は、第七代孝靈天皇の皇子。第十代崇神天皇の御代人々は神祇を敬つて天下によくやく災害も無くなつたが、遠国には未だ大和朝廷の命に従わないものが多くあつた。そこで天皇即位の十年、天皇は皇族の中から四人の將軍を選んで北陸（大彦命）・東海（武淳川別命）・西道（吉備津彦命）・丹波

（丹波道主命）に派遣して天下を鎮定する事となつた。命はその四道將軍の一人として西道（吉備国・現在の岡山県、兵庫県西部、広島県東部、香川県、愛媛県の島嶼部）に下られ、当時の有力な強賊（豪族）蟹島帥を征伐して、この国を平定された。その後吉備国に永住し国の統治にあたり二八一歳の長寿を保つたとされる。当社は、貞和六年（1350・北朝）庚寅二月二十一日に吉備津神社から吉備津彦命荒魂（丑寅御崎大明神）を勧請したのが創建とされ、その後元中元年（1384・南朝）小社であつた八幡神社（品陀和氣命）を再建し、現在の両社宮の形式となり御崎宮と称した。文禄二年（1593・安土桃山）宮崎城主高島市正貞政、安原備中守の手によって両社改築。慶長八年（1603・江戸）安原和泉守が八幡神社を再建。享保四年（1719・江戸）両社再建。同十一年神祇官領にて御崎宮神階正一位に昇進。明治初年に社名を鶴崎神社と改める。明治四年社格制度により郷社に列せられる。神職は社家の太田家が奉仕していたが、明治六年東太田家と西太田家は小田家から土族に編入され、明治十年頃からは中太田家が社司（宮司）となつて祭祀に當つた。明治四十年神饌幣帛料供進神社に指定される。昭和十年随神門改築。昭和二十一年宗教法人令改正令により神社は、宗教法人となり明治以降八十年の神社に関する国家管理は幕を閉

神社明細書（由緒）

神社明細書

（昭和二十七年三月二十八日神社本庁へ提出）

- 一、鎮座地 岡山縣都窪郡早島町大字早島字前場貳千貳百貳拾番地
- 二、神社名 鶴崎神社 宗教法人令による届出 昭二十一年三月二十八日
- 三、祭神 吉備津彦命荒魂
- 四、祭儀 例祭十月二十日 その他年中恒例祭儀六回
- 五、社殿 本殿（入母屋造 間口四間一五 奥行四間三五）・幣殿二坪九合・拝殿二七坪八合
- 六、主要建物 神饌所二坪八合・神供所四坪八合・奏樂所三坪・随神門七坪二合・手洗屋一坪五合・貴賓室七坪三合・神輿庫五坪二合・神庫二棟十坪九合・社務所一四坪四合・雜庫五坪
- 七、境内地 一、三三〇坪三七五
- 八、境内神社
 - 別宮 名称 祭神 鎮座地
 - 撰社 八幡神社 建日方別命 鶴崎神社境内
 - 末社 鹿島神社 武甕槌命 々

- 末社 稻荷神社 倉稲魂神
- 末社 金刀比羅神社 大己貴神
- 末社 素盞鳴神社 素盞鳴命
- 末社 大己貴神社 大己貴神
- 九、氏子数 一万人 崇敬者数 一、〇〇〇人
- 十、由緒 創立年月日 貞和六年二月二十一日 神階正一位 旧社格 郷社 明治四年九月四日列格

本社は貞和六年庚寅二月二十一日創立。郷民の志願により賀陽盛芳が祭主、太田直全が祝部として吉備の中山から大吉備津彦命荒魂を齋き祀つて当地に移住した。その後領主浮田氏から旗本戸川氏代々の崇敬が厚く、享保年間に神祇管領から神階正一位に叙せられた。明治維新に社名を御崎宮から鶴崎神社に改称し明治四年九月四日郷社に列格、同四十一年神饌幣帛料供進神社に指定された。

現在の当社は氏子一、八〇〇戸の産土神であり、その範囲は四町村にわたっている。この地は「鶴嶋」、「鶴崎」又、宮崎県日向の高千穂の宮地に似ていた為に「宮崎」の古称等があり、宮崎村鶴崎と称したが、明治九年合併により早島村となる。

撰社八幡神社は、古老の口碑によると「正中年間に神功皇后が三韓征伐の往路、この地の海岸に船を停泊されお休みになられたので、里人が喜び神社を建立した。」と伝えられている。

じ、その後は氏子により早島、豊洲、中帯江の総鎮守として守られている。昭和四十六年本殿屋根銅板葺替。平成十年社務所を移して改築。春、秋の大祭には吉備津神社の七十五膳据神事と同様に御盛相（米を蒸し円筒形の型枠にはめ押し抜いたもの）を御膳に盛つてお供えする特殊神事供膳祭が古式に則り行われる。また、秋祭りの神幸祭は寛保元年（1761）から行われており、早島、豊洲、帯江の秋の風物詩として大きな賑わいを見せる。

神祇官

神祇官の「神」は天津神である「天神」を、「祇」は国津神である「地祇」を表し、その名の通り祭祀を司る日本の国家機関の一つである。

古代の律令制で設置され、諸官の最上位に位置し、行政を司る太政官よりも上位に置かれた。

神祇官は平安時代末期から鎌倉時代に衰退し、鎌倉時代以降は吉田神道を唱える吉田家を「神祇官代」に指定して実質を委ねる事となった。

明治時代初期に改めて設置されたが、現在は存在しない。

神饌幣帛料供進神社

神社の内、社格が郷社、村社を対象に明治から昭和20年の終戦に至るまで勅令に基づき、県令をもって県知事から、祈年祭、新嘗祭、例祭に際して神饌幣帛料（玉串料・お供え）を供進された神社。

配置略図 位置略図

神社明細書（帳）

神社の国家管理時期に、神社の内容について記録し、神祇院と管轄都道府県とに備え付けられた公簿であったが、昭和21年2月2日勅令第70号によって神社の国家管理廃止処分と共に廃棄された。

現在の神社明細書（帳）は昭和26年から同29年にかけて行われた宗教法人法の規定に従って、旧法人を新法人として設立手続きした際に作成したもので、神社本庁と神社庁及び神社にそれぞれ一部ずつ保管されている。

神社規則が法人運営のきまりを記してあるのに対し、神社明細書は宗教面の事項が記してある。

撰社・末社

撰社は旧官国幣社において本社に縁故の深い神を祀った小規模神社を指す。

明治維新後からは本社祭神の後神、御子神を祀る神社、本社の旧跡に祀る神社、本社祭神の荒魂、本社の地主神を祀る等、特別な由緒がある神社を撰社といった。

末社は本社に対し枝社のことで、社格の一種である。撰社とともに枝社を構成する神社で、撰社以外で本社の支配を受けている小社。明治以後からは神宮、官国幣社に限って撰社・末社といい、府県社以下の神社では、その枝社は全て境内神社、境外神社という。